

お知らせ

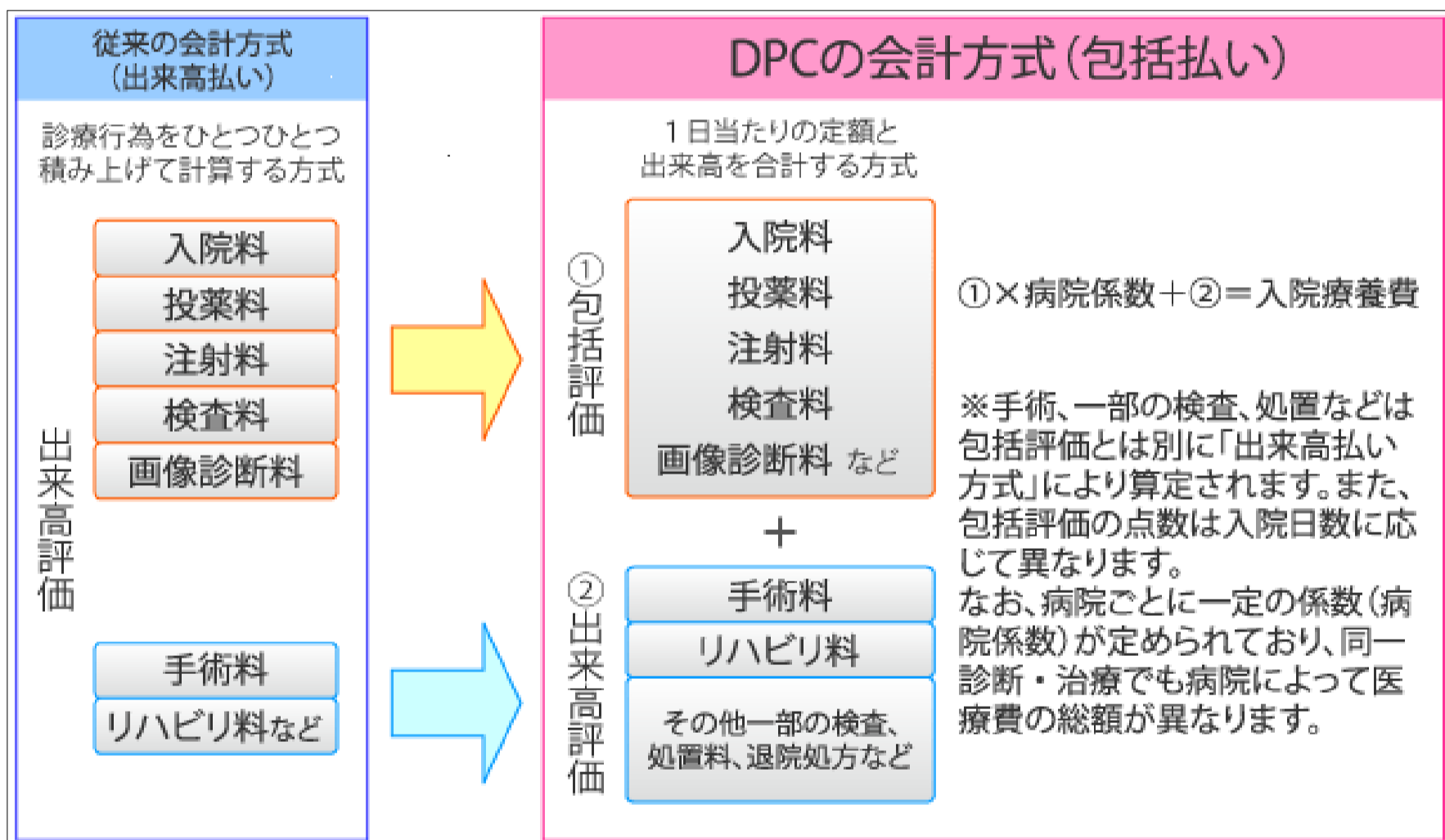
(入院医療費計算方法について)

当院は平成26年4月より厚生労働省の指定するDPC（診断群分類別包括評価支払い制度）対象病院として認定されました。

このため、入院医療費の計算方法が変わりますのでお知らせ致します。

平成26年3月まで

平成26年4月から



従来の診療行為ごとに料金を計算する“出来高払い”とは異なり、入院される患者様の病名や症状をもとに手術などの診療行為の有無に応じて、厚生労働省から定められた1日あたりの医療費からなる定額部分と出来高部分（手術、麻酔、リハビリ、指導料など）を合算する計算方法です。

患者様がこの計算方法の対象となるかどうかは傷病名や診療内容によって異なるため、厚生労働省の基準に基づき主治医が判断いたします。

●その他、ご不明な点がございましたら1階総合受付でお問合せ下さい。

平成26年4月1日

新武雄病院